

## ◎ 中小企業者等に対する消防用設備等に係る融資制度（令和5年度）

金融機関名	株式会社日本政策金融公庫		独立行政法人福祉医療機構	沖縄振興開発金融公庫
	中小企業事業	国民生活事業		
貸付区分	地域活性化・雇用促進資金 社会環境対応施設整備資金	生活衛生資金貸付 ・一般貸付 ・振興事業貸付 ・特例貸付(環境対策関連貸付(防災・環境対策資金))	福祉貸付 医療貸付	株式会社日本政策金融公庫及び独立行政法人福祉医療機構(医療貸付に限る)と同じ。 (一部制度の名称が異なる場合がある)
融資対象者	特定事業(※1)を営む中小企業者(※2)であって一定基準(※3)を満たすもの	一般貸付 振興事業貸付 特例貸付 } 生活衛生関係営業者(※4)	福祉貸付:社会福祉事業施設を設置し、又は経営する社会福祉法人等 医療貸付:病院、診療所等を開設する医療法人等	沖縄において事業を行うものであって、融資対象者等は、株式会社日本政策金融公庫及び独立行政法人福祉医療機構(医療貸付に限る)と同じ。 (一部制度の名称が異なる場合がある)
限度額	～7億2千万円	一般貸付:～4億円(※5) 振興事業貸付:～7億2千万円(※6) 特例貸付:一般貸付又は振興事業貸付それぞれの限度額に、上乗せ3千万円	福祉貸付:(基準事業費－法的・制度的補助金)×95% 医療貸付 ・病院・介護老人保健施設:～7億2千万円 ・介護医療院:～12億円 ・診療所:～5億円(※7)	
利率	信用リスク・融資期間等に応じた所定の利率	年0.30～2.90% (融資要件、返済期間、担保の有無等により異なる利率が適用される)	年0.40～1.20%(固定金利) 年0.40～0.60%(10年見直し金利) (※8)	・株式会社日本政策金融公庫並びの貸付け年0.45%～ (融資要件、返済期間等により上記の利率は異なる) ・独立行政法人福祉医療機構(医療貸付に限る)並びの貸付け 年0.20～1.50%(固定金利) 年0.20～0.80%(10年見直し金利)
期間	20年以内(据置2年以内)	一般貸付:13年以内(据置1年以内) 振興事業貸付:20年以内(据置2年以内) 特例貸付:20年以内(据置2年以内) (業種または資金用途により、返済期間は異なる)	30年以内(据置3年以内) (融資対象施設、貸付金額等により、償還期間又は据置期間は異なる)	株式会社日本政策金融公庫及び独立行政法人福祉医療機構(医療貸付に限る)と同じ。

(注)

※1 特定事業:農業、林業、漁業、金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)、不動産のうち住宅及び住宅用の土地の賃貸業、非営利団体、一部の風俗営業、公序良俗に反するもの、投機的なもの、独立行政法人福祉医療機構の貸付対象のもの等以外の業種

※2 株式会社日本政策金融公庫法第2条第3号に規定する中小企業者をいう。

※3 地域活性化・雇用対策資金については、特定の地域において、3名以上(特定の要件を満たす場合は1又は2名以上)の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方  
社会環境対応施設整備資金については、自ら策定したBCP(緊急時企業存続計画または事業継続計画)に基づき、防災に資する施設等の整備を行う方

※4 株式会社日本政策金融公庫法第2条第1号に規定する生活衛生関係営業者

※5 業種ごとの貸付限度額:旅館業…4億円、一般公衆浴場業…3億円、興行場営業及びサウナ営業…2億円、クリーニング業…1億2千万円、その他…7千2百万円

※6 業種ごとの貸付限度額:旅館業及び興行場営業…7億2千万円、クリーニング業…3億円、その他…1億5千万円

※7 業種限度額:医療従事者養成施設…5億円、助産所…1億円

※8 保証人不要制度を適用する場合は、利率を0.050～0.150%上乗せ

※利率は、令和5年4月3日現在のものであり、詳しくは、各金融機関へお問い合わせ下さい。